

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (P O P s 条約) の概要

1. 背景

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するP O P s (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してP O P s の廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月22日、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、2004年5月17日に発効している。

2. 条約の概要

(1) 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

(2) 各国が講ずべき対策

- ① 製造、使用の原則禁止（アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、P C Bの9物質）及び原則制限（D D T）
- ② 非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、P C Bの4物質）
- ③ P O P s を含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④ これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤ その他の措置
 - ・ 条約に記載されている12物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・ P O P s に関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

1936

卷之三

政治、社會、經濟、文化

（一）政治：中國的政黨問題
（二）社會：社會主義與中國
（三）經濟：中國的經濟問題
（四）文化：中國的文化問題

（一）政治：中國的政黨問題
（二）社會：社會主義與中國
（三）經濟：中國的經濟問題
（四）文化：中國的文化問題

（一）政治：中國的政黨問題
（二）社會：社會主義與中國
（三）經濟：中國的經濟問題
（四）文化：中國的文化問題

（一）政治：中國的政黨問題
（二）社會：社會主義與中國
（三）經濟：中國的經濟問題
（四）文化：中國的文化問題